

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成20年3月4日適当と決定した。

その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成20年3月18日から同年4月7日まで縦覧に供する。

平成20年3月11日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市屋島東町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 下鴨池2号地区	高松市産業部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 新池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 瀧元池地区	〃
小田奈良須両池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 砂又地区	〃